

用途廃止施設の処分に係る運用ガイドライン 概要版

市では、「公共施設等総合管理計画」に基づき、平成28年度から延床面積20%縮減に向け、公共施設の具体的な再配置の取り組みを行っています。

今後、更にこれらの取り組みを加速させ、限られた財源の中で、持続可能な行財政運営を進めるため、公益性・公平性・有効性・効率性の観点から資産の有効活用を推進することとし、活用方法の一つでもある資産売却の基本的な考え方を示した「用途廃止施設の処分に係る運用ガイドライン」を策定しました。

1 用途廃止施設の活用・処分の基本的な考え方

- (1) 用途廃止する土地・建物は、これまでの役割を終えたものであり、今後の最適な後利用計画を多角的な視点で検証を行い検討します。
- (2) 維持管理費の肥大化、市民負担の増加に結び付くことから、単に「あるから使う」という発想から脱却します。
- (3) 資産有効活用の視点から、俯瞰的・総合的に後利用を検討し最適化を図ります。
- (4) 「第2次中野市総合基本計画後期基本計画」に基づく公共施設・市民利用施設の整備、及び民間企業等と連携した資産の有効活用を検討します。



上記の事項を検討した結果、将来的にも市による利用の見込みがなく、売却等しても特に支障がないと判断される公有財産を売却可能資産とし、原則として売却等による活用を行います。

2 売却による有効活用の基本的事項

- (1) 売却価格の決定に当たっては、必要に応じて不動産鑑定士等の専門知識を有する者の意見も参考に適正な価格を決定します。
- (2) 所有権移転の日から原則5年間は①売買、贈与、交換、出資等により所有権を第三者への移転、②第三者に権利又は賃借権の設定、③公序良俗に反する又は社会通念上、適当でない事業の行為を禁止します。
- (3) 売却の手法は、一般競争入札又は随意契約とします。
- (4) 必要に応じて用途を指定します。

3 用途廃止施設の処分に係るフローを作成しました。

※別添「用途廃止施設の処分に係るガイドライン」4頁及び5頁参照

- 4 応募がなかった等により、不調となった場合は、申込期間の延長、最低売却価格等を再検討し、再公募売却を行います。

問い合わせ先

中野市 総務部 公共施設マネジメント推進室